

「持続可能な行財政運営手法の確立」に向けた検討状況について

1 令和2年度の実行内容

前年度の座長提案（箱根町の持続的財政運営プロセスの提案）をもとに、担当課レベルの検討結果を整理し、有識者会議で意見を伺ったが、新型コロナもあり、その先の庁内調整まで進めることができなかったもの。

ただし、これまでの検討結果を活かし、新型コロナの対応の一環として、次の3つの取組みを実施した。

〔取組事項〕

(1) 事業の執行停止（R2.5）

事業の見直し調査を実施し、一部の事務事業を執行停止した。

（執行停止の対象）

調査時：53項目 事業費 1億6,800万円（うち一般財源 8,700万円）

実績：53項目 事業費 1億6,300万円（うち一般財源 8,600万円）

(2) 短期の財源不足額の算出（R2.10）

令和2年度歳入の厳しい状況を踏まえ、令和3年度当初予算編成前に町民税や入湯税、ゴルフ場利用税交付金、使用料手数料等の前年度予算と比較して大幅な不足が見込まれる科目の見通しを算出した結果、約8億9千万円の財源不足となり、ふるさと納税など、できうる限りの歳入確保策を図ったうえに、令和2年度実施の大型工事等にかかる一般財源所要額を差し引いても、なお2億5千万円の不足が生じる見込みとした。

(3) 事業費枠配分方式の試行と町長ヒアリングの実施（R2.10～R3.1）

財源不足が見込まれる一方、第6次総合計画前期基本計画の最終年度であることや新町長による新たな施策展開、さらに、令和2年度の執行停止事業の扱いの再検討に加え、国では社会変革の契機と捉え、デジタル化など新しい日常の実現に向けての方向性を示していることから、これらを考慮できるような予算編成を行う必要があった。

例年の予算編成手法はなじまず、さらに事業の削減や見直しの実効性を確保する点も考慮し、12月下旬に事業の方向性を判断するための町長ヒアリン

グを実施した。

ヒアリングにあたっては、まず、令和3年度予算への要求対象事業のうち、前年度の事業費一般財源の15%減、すなわち85%以内に収まるものを枠内事業とし、それを超えるものを枠外事業とすることで、各部・課等でこれを区分けするために改めて事業の目的や必要性、さらにコロナ禍での事業のあり方を見つめ直す作業を行っていただきました。

これらによる最終的な削減効果額は、約1億800万円（うち一般財源8,700万円）となったが、不足する財源については、後年度の負担を考慮しつつ起債を活用するとともに、財政調整基金及びふるさと納税寄付金により予算を編成した。

2 持続的財政運営プロセスとの関係

昨年度の有識者会議時に提示した案では、持続的財政運営プロセスとして「Ⅰ財政見通し」、「Ⅱ規律的財政マネジメント」、「Ⅲ財源捻出策オプション」、「Ⅳ町民の合意形成」の4つの要素を、短期・中期・長期ごとに、財政見通しを中心に、それぞれを適切に実施することで持続的な財政運営を目指すものとし、これを『平常時』と『非常時』の2つの表に区分した。

今回の3つの取組みを持続的財政運営プロセスに当てはめた結果は、次のとおりである。

〔持続的財政運営プロセスとの関係〕

(1) 事業の執行停止

該当する区分なし。

新型コロナという年度途中に対応できないほどの大きな財源不足が生じることを想定していなかった。今後も大規模災害など突発的事態が起こる可能性があるため、「平常時」、「非常時」に加え、「緊急時」の対応も想定する必要がある。

(2) 短期の財源不足額の算出

非常時・短期・「Ⅰ財政見通し」

(3) 事業費枠配分方式の試行・町長ヒアリングの実施

非常時・短期・「Ⅱ規律的財政マネジメント」

■ 平常時（財源不足の状況が、Ⅱで対応可能な範囲内の場合）

期間	時期	I 財政見通し	II 規律的財政 マネジメント	III 財源捻出策 オプション	IV 町民の合意形成
長期	総合計画の 策定時	粗 財政フレーム の作成	財源不足の発生を抑制するため、既存の制度・仕組みがより効果を発揮するようなプロセスを導入・実施する。	実施しない	町の財政状況を正確に理解してもらうための周知を実施する。
中期	固定資産税 超過課税の 見直し時	中長期財政 見通しの策定			
短期	新年度予算 編成時	細 翌年度の財源 不足額(見込) の把握			

■ 非常時（財源不足の状況は、Ⅱでは対応不可能レベルの場合）

期間	時期	I 財政見通し	II 規律的財政 マネジメント	III 財源捻出策 オプション	IV 町民の合意形成
長期	総合計画の 策定時	粗 財政フレーム の作成	多くの事務事業を廃止せずに財源不足に対応できるよう、既存の制度・仕組みがより効果を発揮できるようなプロセスを導入・実施する。	Ⅱで対応できない、又は新財源を導入できない場合のために、予め財源捻出効果の大きさにより選択肢（オプション）を想定しておき、財源不足額の状況などにより、どれを採用するか決定する。	新財源の導入や財源捻出策の実施について理解してもらうために、町民への周知や意見聴取、合意形成に向けた取り組みを行う。
中期	固定資産税 超過課税の 見直し時	中長期財政 見通しの策定			
短期	新年度予算 編成時	細 翌年度の財源 不足額(見込) の把握			

※網掛け部分が、令和2年度に試行した項目であるもの。

3 今年度の取組みについて

新型コロナが長引き、収束時期やアフターコロナの社会経済、特に観光に与える影響が見通せない中で、新たな行財政運営手法を決定することが困難な状況である。

このため、令和2年度の「事務事業の見直し調査」や当初予算編成における「事業費枠配分方式の試行・町長ヒアリングの実施」結果を踏まえ、令和4年度当初予算編成に向けて、持続可能な行財政運営手法の確立に向けた取組みを引き続き試行する予定である。